

## 規制改革ワーキング（大森専務発言要旨）

2022. 2. 18

## 1. 漁業協同組合の基本

○漁協の組合員は全員が漁業者。個々の漁協に所属する漁業者が、同一の漁場を共同で利用し、経営を成り立たせている。

○漁場は、農業の土地のような個人所有はなく、漁業者はその漁場で採捕を行うことができる権利者であり、漁協もその漁場の所有者ではなく、漁業者が採捕を行うための漁場の行使・調整する権利者。

○漁協は、その所属漁協の組合員である漁業者の話し合いのもとで、漁場で競争や争いが生じないように、漁場利用の調整を行うため漁業調整規則を制定し実施。

○この海の上での協同と、陸の上における共同利用・共同販売を行うという双方の共同の上で、漁業生産活動は成り立っており、漁業者間の微妙な関係を円滑に維持するためにも漁協の役割は極めて重要。

## 2. 漁協の共同販売

○水協法のもと、漁協は組合員の所得の向上に向け最大限の奉仕をしていくことが前提。

○一方で組合員である漁業者は、全員が漁協の運営参加者であり、漁

協の経営者。そもそも漁協の事業を利用するために組合に加入。組合員である漁業者が漁協事業を利用することで漁協の経営が成り立っている。

○つまり、漁業者が所属漁協の事業を利用し、漁協は漁業者の所得向上を目指すことが協同組合の原点であり、これが壊れれば、本来目的である漁業者の所得向上に寄与できなくなる。そういう意味でも、漁業者の権利行使と漁協を利用する責務はまさに密接不可分。

○そして沿岸漁業は漁場に来遊した少量・多品種の水産物を小規模な漁業者が漁獲する。海況などによって漁獲の量や内容が大きく左右されるのが沿岸漁業の実情。

○このため、漁業者の収入向上を図るため、漁協が漁獲物をまとめ、共同販売の形式をとってきた歴史がある。

○この共同販売の効果を最大限とすべく、所属組合員へ共同販売参加への理解・要請を行い、進めてきたところ。

○独禁法の適用除外が漁協事業に認められているのは、漁協が小規模な漁業者が協同して自らの経済的地位を向上させることを目的に設立され、そのための事業を行うためのものであるが故と認識。

○むろん、独禁法上行ってはならない不公正な行為は断じて行って

はならず、今回示されたガイドラインをしっかりと踏まえ、適切に指導を行っていく所存。

### 3. ガイドラインにおける協同組合運営への理解

○一方で、今回のガイドラインの発出に当たって、浜から不安の声が上がっている。それは、我々の命である大切な協同運動の本質を曲げられるのではないかという大きな懸念があるから。

○水産庁からも、漁協の機能や共同販売等の様々な漁協の事業を否定しているものではないとの指導はいただいているが、我々としては、漁協と組合員の関係は、漁協が奉仕することと漁業者が利用することという、権利と責務の相互関係で成り立つという協同組合の本質が侵されるようなことがあってはならないとの認識を強く持っている。

○ワーキングの委員各位におかれても、このことはご理解いただくことを切に願う次第。

○また、これまで本ワーキングで一部の漁業者等からの独禁法に抵触しかねないという事例報告のもと、ガイドラインの内容が記述されたことに対して、本会でも関係漁協等に事実関係を確認した。

○その結果、発言内容そのものが事実とは異なるもの、事実関係があ

ったが数十年前のことで解決済みのこと等であり、水産庁経由では是正を求めたが受け入れられなかったことも、浜から見ると、漁協事業や漁協の存在そのものを否定しようとしているのではないかとの思いが、未だに残っている。

○本日、提示された案件についても事実確認を行う。

○また、今回のガイドラインのもと我々JFグループとしても適切な運用を図るべく、本年1月19日に全国会議を開催し、利用強制に当たると誤解を招くような規程を見直すことや系統外出荷の際の漁協が提供している役務に対する適切な名目での徴収などについて指導を行ったところ。

○引き続き水産庁とも連携し、全国及び県域説明会等を通じて周知徹底を図っていく所存。

○協同組合は基本的にすべての漁業者が、漁協を利用することの基本理解のもと、漁協運営に参加し、話し合いで決められたルールを守った上で、自らの漁業経営を行っている。

○幅広い世代、様々な考え方を持つ漁業者がいる以上、漁協運営方法に不満を持つ方もいるだろうが、漁協が必要であることは、皆が理解している。

○むろん漁業者の直販を否定するものではないものの、大多数の漁業者が漁協の本質を理解して漁協を利用する中で、様々な考え方を持つ方々も含め、改めて漁協の本質を理解いただき、組合員と協力しながら漁協も自らの改革を進め、より組合員に信頼のおかれる運営していくことが基本との考え。

○我々は独禁法上行ってはならない不公正な行為を断固として行わないことを前提としつつ、協同運動を通じて、漁業者と漁協の共存による漁村地域社会の存続にまい進していく所存。

#### 4. 現在の沿岸漁業の置かれている状況について

○また、全国の漁業者・JFグループを挙げて、水産改革にかかる議論を重ねて受け入れた改正漁業法に基づく数量管理をベースとした資源管理は、まさに漁業者自らの課題として実践していく。一方で、2010年以降の直近の10年間、海水温の上昇等海洋環境が激変し、特に沿岸漁業で急激な漁獲の減少が起こっており、沿岸漁業者は未曾有の深刻な危機にさらされている。沿岸漁業者は、来遊資源のフル活用をはじめ、あらゆる手段を講じ、この危機に対し自ら活路を見出していく決意。

しかしながら、この大きな環境変化は漁業者だけで止められるものではなく、今後さらに加速することも憂慮され、資源管理を行うだけで漁獲の維持・増大が約束されるものではないことから、水産庁に対し、次期水産基本計画の策定に当たって、漁業者自らの改革の実践とともに、国が沿岸漁業存続のための方向性を示すことを求めているところ。

#### 5. 焼津漁協事件への対応

○今回の焼津漁協での事件は、漁協のコンプライアンスに対する国民の信頼を失いかねない事象と認識。JF グループ全体で綱紀肅正に取り組む所存。

○一方、事件の全容は捜査中であり、全容が明らかになれば、そのことを踏まえた対処をお願いする次第。

以上